

「飛鳥・藤原の宮都」を核とした広域周遊促進業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する「飛鳥・藤原の宮都」を核とした広域周遊促進業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務目的

本業務は、本県の観光課題である観光客の奈良公園エリアへの集中及び日帰り観光中心の来訪傾向を踏まえ、欧米豪を中心としたインバウンド及び国内観光客を主な対象とし、『世界遺産登録が予定されている「飛鳥・藤原の宮都」（以下「本エリア」という。）』を核として、県内各地域の魅力的な観光コンテンツの造成及び磨き上げを図るとともに、周遊ツアーの造成及び流通促進までを一体的に実施することにより、広域的な周遊を促進し、観光客の分散、滞在時間の延長及び観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

3. 業務内容

次に掲げる業務を一体的に実施するものである。

- (1) 県内観光コンテンツの造成・磨き上げ及び周遊ツアーの造成
- (2) 旅行商品の情報収集及び発信
- (3) 首都圏における商談及び流通促進機会の創出

4. 業務内容詳細

- (1) 県内観光コンテンツの造成・磨き上げ及び周遊ツアーの造成

本エリアを核とした魅力的な地域観光コンテンツの造成・磨き上げ並びに周遊ツアーの造成を実施すること。

- ・地域観光コンテンツの造成・磨き上げ
- ・周遊ツアーの造成

(留意事項)

- ① 観光コンテンツの造成及び磨き上げ並びに周遊ツアーの造成について、ターゲット及び体験価値（ストーリー性等）を設定し、魅力向上に資する実施内容とすること。
- ② 観光コンテンツの造成・磨き上げについて、本エリアは4件程度、世界遺産3エリアは各2件程度を目安として実施し、全体で10件以上とすること。ただし、稼働日数や実施回数が極端に限定されるコンテンツは対象としないこと。（参考：月に1回以上、催行可能なもの）

- ③ 観光コンテンツの造成・磨き上げにあたっては、単なる内容改善にとどまらず、限定性、特別感、専門的解説等の付加により、高付加価値化及び高価格化につながる内容とすること。

特に、早朝・夜間・貸切・特別公開、滞在時間延長や宿泊につながる要素を含む内容を期待する。

(例)「〇〇ナイトミュージアム」

「〇〇早朝・夜間特別拝観」など特別感があり、宿泊につながるもの

- ④ 本エリアを含む周遊ツアーを2件以上造成すること。なお、当該ツアーは、他の県内世界遺産エリアを含めた広域的な周遊となる内容とすること。
ただし、稼働日数や実施回数が極端に限定されるコンテンツは対象としないこと。(参考：月に1回以上、催行可能なもの)
- ⑤ 本業務で造成・磨き上げを行った観光コンテンツ及び周遊ツアーについては、(3)の首都圏事業者向け商談会等において提案・商談可能な状態に整備すること。
- ⑥ 本業務の実施により知り得た、又は造成・磨き上げを行った観光コンテンツ等については、可能な限り商品タリフを作成すること。商品タリフの様式は県が提示する様式を使用すること。(当該資料は事業者向け(BtoB)で活用を想定。主な活用方法として、県公式HP掲載・商談会・旅行会社等に宣伝・営業等を行うためのセールスツールとして想定)
- ⑦ 造成した各周遊ツアーでモニターツアーを実施し、ターゲットに応じたモニターを各回において5名以上確保すること。その際、アンケートを実施し、意見を踏まえた内容の改善を実施すること。
- ⑧ 本業務の実施後、旅行業者等からの手配要請があった場合、受託者等において当該旅行商品の手配等を行うことができるものとする。
- ⑨ 本業務の実施に当たり、地域の関係自治体・観光事業者・DMO等との連携体制を構築し、必要に応じて生じる業務については、県と協議の上、柔軟に対応し実施すること。
- ⑩ その他、本業務に係る詳細な事項については、県と協議の上、実施すること。

(2) 旅行商品の情報収集及び発信

旅行会社・交通事業者等が販売する本エリアを含む周遊旅行商品に係る情報の収集及び発信を行い、当該商品の認知向上及び販売促進につなげる。

- ・旅行会社・交通事業者等が販売する旅行商品の情報収集及び情報掲載の実施
- ・情報掲載サイトへの誘導を目的としたSNS広告等の実施
- ・掲載商品の販売状況及び送客実績の調査・報告

(留意事項)

- ① 情報収集にあたっては、旅行会社・交通事業者等と連携し、継続的に最新の旅行商品情報を把握できる体制を構築すること。
- ② 情報掲載先は、別事業で構築する奈良県観光公式サイト「あをによしなら旅ネット」内のウェブページとする。掲載に当たっては、県と協議の上、所定の様式に整理し、当該ウェブページに掲載すること。
- ③ SNS 広告等の実施にあたっては、ターゲット（国内・インバウンド等）に応じた適切な媒体及び手法を選定し、当該ウェブページへの効果的な誘導を図ること。
- ④ 掲載する旅行商品については、販売状況を適時確認し、販売終了商品の削除及び新規商品の追加を行うなど、継続的な管理を行うこと。
- ⑤ 掲載商品の販売状況及び送客実績については、可能な限り把握し、分析の上、報告すること。
- ⑥ その他、本業務に係る詳細な事項については、県と協議の上、実施すること。

(3) 首都圏における商談及び流通促進機会の創出

本エリアを核とし、観光コンテンツ及び周遊ツアーを取り扱う事業者間の連携を促進し、商品化及び販売につながる販路拡大の支援を行うこと。

- ・首都圏事業者向け商談会及び旅行商品提案会の実施
- ・ファミトリップの実施

(留意事項)

- ① 商談会及び旅行商品提案会は、令和9年2月頃に首都圏で2日間開催し、同日・同会場において効果的かつ効率的に実施すること。
※会場は「浜松町コンベンションホール 6F（東京都）」を想定し、会場費等の必要な経費は本業務において計上すること。セラー側の参加者は、DMC・ホテル事業者等で20～30者程度を想定する。
- ② 開催日程、開催内容、参加者等については、県と協議の上、決定すること。
- ③ 商談会は、県内 DMC 等及びホテル事業者等と首都圏旅行会社等との商談機会として実施し、専用会場を設け、必要に応じて会場を区分するとともに、意見交換の機会を設けること。
- ④ 旅行商品提案会は、旅行商品の販売促進を目的として別室で実施し、ツアーを催行する事業者を主な対象とすること。なお、会場での開催に加え、オンラインでも視聴可能な環境を整備すること。
- ⑤ 旅行商品提案会において、県内の魅力ある観光コンテンツやツアーの紹介・提案を行い、商談機会の創出及び流通促進に資する取組を実施すること。

- ⑥ 商談会及び旅行商品提案会は相互に連動させ、商品造成及び販売につながる構成とすること。
- ⑦ ファムトリップの実施について、首都圏の事業者を対象とすること。また、ターゲットに応じた旅行会社等の商品造成担当者又は販売担当者を招聘し、実地体験を通じて商品採用及び販売につなげる内容とすること。
- ⑧ ファムトリップについては、(1) で取り扱うツアーを対象に2回以上実施し、各回において3社以上の参加を確保すること。
- ⑨ その他、本業務に係る詳細な事項については、県と協議の上、実施すること。

5. 成果物

委託業務完了時には、業務実施報告書を作成し、提出すること。なお、業務実施報告書には、以下の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、委託業務の実施説明に必要と考えられる資料

※業務実施報告書は、電子データで提出すること。

6. 委託期間

契約日～令和9年3月24日(水)

7. 委託上限額

金36,000,000円(消費税及び地方消費税(税率10%)を含む)

8. 再委託の制限

- (1) 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- (2) 乙は、業務の達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は、最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。
 - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類

- ③ 物品等の運送、保管の類
 - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
 - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

9. 権利関係

- (1) 乙は、委託業務により作成される成果物の著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、委託業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができないものとする。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応し、甲は責任を負わないものとする。

10. 情報等の取扱い

- (1) 乙は、委託業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。これは、委託業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を行うために甲から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

11. 損害賠償

乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12. その他

- ・委託業務に関わる責任者及び担当者については、委託業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ・業務実施について、県と毎月 1 回程度のミーティングを行うとともに、会議議事録を作成すること。

- ・業務実施にあたっては、地域ごとの現状や条件を的確に把握するため、関係自治体、観光事業者、DMO等との連携を図りながら、実効性のある体制で調査・検討を行うこと。
- ・業務実施に係る費用、各種データの収集に要する費用及び各種調査に要する費用は、委託費に含む。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、甲と協議の上、決定すること。
- ・乙は必要に応じて、甲と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・資料作成、動画制作等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は乙において負うこと。
- ・委託業務により収入が生じた場合は、事業実施に必要となった経費（事業経費）に充当する。事業経費から、収入金額を差し引いた額が、当初の契約金額を下回った場合は、その額を委託料とする。
- ・本業務を受注しようとする者は、公契約条例に関する遵守事項（別記）に規定する内容を理解した上で受注すること。
- ・本仕様書に定める事項及び定める内容について変更の必要が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上、当然必要と思われるものについては委託業務に含まれるものとする。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。